

「加太淡嶋温泉」で観光事業の活性化を！ ～加太観光協会温泉協同組合～

和歌山県の北西に位置し、古くは万葉の時代から詩歌にも歌われた“加太”は、淡嶋神社の雛流しや、友ヶ島、城ヶ崎の景勝と共に、比類のない夕日の美しさが有名です。

しかし、昨今の不況に加えて、釣りや潮干狩り、海水浴、菖蒲園、テニスコートなどのレジャー要素を多く持ちながらも、もう一つ決め手を欠くため、地元の旅館業者にとって観光事業の活性化をいかに図るかが喫緊の課題でした。



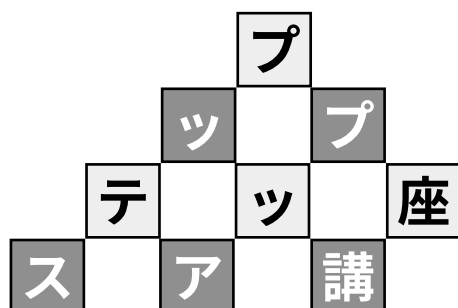
そんな折り、観光施設のなかでも最も魅力的な天然温泉に着目し、これを地域に導入することで、観光客にとっての加太の魅力を再発見していこうと本協同組合が取り組んでいます。

組合所有施設から汲み上げた湯をパイプラインで各旅館に給湯し、「温泉のまち」をアピールしていこうというもの。加太温泉のキャラクター・ロゴの募集に始まり、今後温泉中心のイベント企画などを多種多様に盛り込んでいく予定。

美肌効果にも優れているという「加太淡嶋温泉」のこれからの施設整備は大いに期待できるところです。



加太観光協会温泉協同組合
和歌山市加太1062番地 加太観光協会内
TEL 073-459-0003 (FAX共用)



労務管理のチェック

6. 週40時間制を守っていますか？

10人未満の一部の業種（商業、保健衛生業など）を除いて、法定労働時間は、1週40時間、1日8時間となっています。

1日の所定労働時間（始業時間から就業時間まで。休憩時間を除く）が8時間であれば、毎週（どの週も）2日の休日が必要ということになりますが、変形労働時間制を採用することによって週40時間制を達成する方法も認められています。

この変形労働時間制とは、週平均の所定労働時間が40時間以内であれば、特定の週に40時間を超えても、また特定の日に8時間を超えてもかまわないという制

度で、①1ヵ月単位と②1年単位があります。

企業側から見れば、原則的な労働時間制と比べ、変形労働時間制の方が比較的無理なく、週40時間制が達成できるため、多くの企業で採用されています。

しかし、この変形労働制を採用するに当たっては、就業規則等の定めや労使協定の締結など一定の要件を満たす必要があります。

今一度、自社の労働時間や休日の現状、変形労働時間制の要件等を踏まえて、実質的にも形式的にも週40時間制がクリアされている形になっているかどうかをチェックして頂きたいと思います。

7. 割増賃金は適切に支払われていますか？

「割増賃金を支払ってもらえない」、「残業は、月20時間で頭打ち・・・」といった割増賃金に関する苦情やトラブルが増加しています。

①法定労働時間を超えて時間外に労働させたとき、
②法定休日（週1日または4週4日）に労働させたとき、
③深夜（午後10時から午前5時まで）に労働させたときには、それぞれ①2割5分以上、②3割5分以上、③2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

最近、サービス残業や過労死などに関する記事が新聞紙上でよく取り上げられるようになってきました。

労働基準行政も今まで以上に割増賃金や労働時間の

適正化についての指導・監督を強めていくものと思われます。企業側としても、さらなる労働時間管理の徹底が望まれるところです。

なお、上記①②③の労働をさせるためには、事前に「時間外労働・休日労働に関する協定」（いわゆる36協定）を労使間で結び、これを労働基準監督署に届け出なければならないことになっています。

割増賃金は適正に支払っているのに、「労使協定を締結していない。また、監督署に届けていない。」といったケースも実際に見られますので、届出忘れ等のないように注意して下さい。

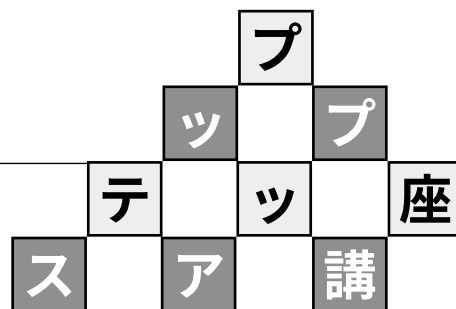
8. 割増賃金の計算方法は適正ですか？

割増賃金の計算に当たって、手当を含めずに基本給だけで計算しているケースがたまに見られます。

割増賃金の計算の基礎となる賃金には、基本給だけでなく、各種の手当も含めなければなりません。ただ

ポイントII

社会保険労務士 富 永 博



し、①家族手当、②通勤手当、③住宅手当、④別居手当、⑤子女教育手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しなくてもよいことになっています。

なお、上記の手当については、手当の名称にとらわれず実質によって判断されることになっていますので、このような名称であればすべて除外できるというわけではありません。

また、月給制の場合、1時間当たりの時間単価は、〔基本給＋手当〕を〔1か月の所定労働時間数〕で除して求めますが、所定労働時間数は月によって異なりますので、分母を〔年間の月平均所定労働時間数〕で計算するのが一般的です。

昔のなごり？で、例えば、分母を200時間（25日×8時間）等としたままで計算している場合には早急に見直し・改善が必要です。

9. 一定のパートタイマーは雇用保険に加入していますか？

次の2つの要件に該当するパートタイマー等の短時間労働者については、雇用保険の被保険者になりますので、雇用保険の資格取得手続きが必要です。

①1週間の所定労働時間が20時間以上であること

②1年以上継続して雇用する見込みであること

なお、②の要件については、3か月、6か月などの期間を定めて雇用していても、契約更新により1年以上雇用されると見込まれる場合を含みます。

雇用保険の被保険者は、一週間の所定労働時間の違いによって、「一般被保険者」（週30時間以上）と「短時間被保険者」（週20時間以上、30時間未満）に区分されています。従って、雇用形態の変更などがあった場合には、「雇用保険被保険者区分変更届」をハローワークに提出しなければならないケースも生じますので注意して頂きたいと思います。

10. 一定のパートタイマーは社会保険に加入していますか？

正社員はもちろん、パートタイマー等の雇用形態であっても、一定の基準に該当しているときは、本人の希望などに関わらず、社会保険（健康保険、厚生年金保険）に加入しなければなりません。

パートタイマーが社会保険の被保険者となるかどうかは、その人の①1日の勤務時間と②1か月の勤務日数を基準にして判断され、それぞれが正社員の4分の3以上であれば被保険者となる取扱いになっていますので、この基準に該当するときは資格取得手続きが必要です。

社会保険料の負担増により、社会保険の適用対象者と分かっていながら意識的に？加入手続きをしていなかったり、また、パートタイマー自身が社会保険の加入を拒んだりといったことが実務上よく見られます。

これが原因で、後になって労使間でトラブルになるケースや総合調査などで加入洩れが指摘されて、2年前に遡って加入させられる（当然、保険料も2年分納めなければならない。）ことにもなりかねませんので注意が必要です。

施策情報

平成15年4月の 社会保険制度改革のポイント

健康保険、船員保険及び厚生年金保険で総報酬制が導入されます。

- 賞与にかかる保険料の届出方法が変わります
- 保険料率に変更されます
- 標準報酬月額の見定時期が変更されます

健康保険、船員保険の平成15年4月からのその他の改正点

- 3～69歳の負担割合が3割に統一されます
- 外来薬剤一部負担金が廃止されます
- 任意継続被保険者期間が最長2年となります
- 継続療養給付が廃止されます（船員保険の職務上傷病を除く）
- 1か月あたりの自己負担限度額の算定方法が変わります



総報酬制の導入とは

● 総報酬制のあらまし

平成15年4月から、健康保険、船員保険及び厚生年金保険等について、保険料率を見直すとともに、これまでの賞与にかかる特別保険料に代わり、報酬月額（月給）と賞与額に同じ保険料率を用いて保険料を賦課する「総報酬制」が導入されます。

平成15年4月から、事業主（船舶所有者の方も含みます。）の皆様には、被保険者に対し賞与を支払った場合には、賞与を支払った日から5日以内（船員保険においては10日以内）に社会保険事務所等へ被保険者個人ごとに賞

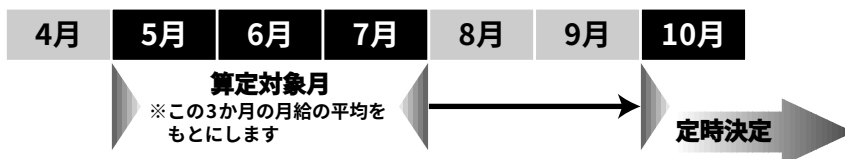
与額等を記入した「被保険者賞与支払届」を提出していただくことになります。また、その際には、「被保険者賞与支払届総括表」も添付していただきます。

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」として、1か月あたり健康保険及び船員保険では200万円を上限とし、厚生年金保険では150万円を上限として計算します。保険料の負担については原則労使折半（船員保険は除く）となります。

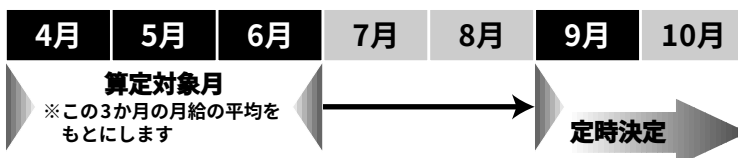
標準報酬の算定時期

健康保険および厚生年金保険においては、総報酬制導入とあわせ、標準報酬月額の算定の時期が変更になります。具体的には下記のとおりです。

平成14年度まで



平成15年度より



保険料率等が変わります

	平成15年3月まで		平成15年4月以降	
	月 給	賞 与	月 給	賞 与
政府 管掌 健康 保険	標準報酬月額 × 保険料率 (一般保険料率8.5%) (介護保険料率1.07%)	賞与額 (100円未満切り捨て) × 特別保険料率 (1.0%、うち国庫補助0.2%)	現行どおり (一般保険料率8.2%) (介護保険料率0.89%)	標準賞与額 (1,000円未満切り捨て) × 保険料率 (一般保険料率8.2%) (介護保険料率0.89%)
	標準報酬月額に上下限あり (98,000円～980,000円)	賞与額の上下限なし	現行どおり	標準賞与額の 上限2,000,000円
船 員 保 険	標準報酬月額 × 保険料率 (失業保険の適用有り19.5%) (失業保険の適用無し17.5%) (介護保険料率1.65%)	徴収は行われない	現行どおり (失業保険の適用あり18.7%) (失業保険の適用なし16.9%) (介護保険料率0.97%)	標準賞与額 (1,000円未満切り捨て) × 保険料率 (失業保険の適用あり18.7%) (失業保険の適用なし16.9%) (介護保険料率0.97%)
	標準報酬月額に上下限あり (98,000円～980,000円)		現行どおり	標準賞与額の 上限2,000,000円
厚 生 年 金 保 険	標準報酬月額 × 保険料率 (一般17.35%) (船員19.15%)	賞与額 (100円未満切り捨て) × 特別保険料率 (1.0%)	現行どおり (一般13.58%) (船員14.96%)	標準賞与額 (1,000円未満切り捨て) × 保険料率 (一般13.58%) (船員14.96%)
	標準報酬月額に上下限あり (98,000円～620,000円)	賞与額の上下限なし	現行どおり	標準賞与額の 上限1,500,000円

平成15年4月以降の児童手当拠出金についても総報酬制が導入され、賞与にも月給と同じ率が適用される予定です。

なお、健康保険組合における保険料率については加入する健康保険組合へお問い合わせください。

被保険者資格喪失後の継続療養給付が廃止されます

被保険者の一部負担割合が3割に統一されることから、被保険者資格喪失後（退職日の翌日以降）も引き続き、治療中の病気やけがについて医療を受けられる継続療養給付が廃止されます。すでに継続療養給付を受けられている方を含め、有効期間は、最長、平成15年3月31日までとなります。なお、資格喪失後の傷病手当金・出産手当金の継続給付及び埋葬料（費）（船員保険においては葬祭料）は存続します。

現在発行されている継続療養証明書等は、平成15年3月31日までしか使用できなくなりますので、平成15年4月1日以降の診療ではご加入いただいている医療保険制度の被保険者証等をお使いいただくことになります。
※船員保険の職務上傷病等による資格喪失後の継続療養給付は、従前のとおりです。

「資格喪失後の継続療養給付」とは…

被保険者期間が継続して1年以上ある方が、退職など資格を失ったときに治療中の病気やけがについて、初診の日から5年を限度に、引き続き治療が受けられます。

また傷病手当金や資格喪失後一定期間内の出産、死亡についても保険給付が受けられる場合があります。

船員保険において、次の場合は従前のとおり資格喪失後の継続療養給付が受けられます

1. 職務上の傷病
2. 雇用契約存続中の職務外の傷病（期限は下船後3か月満了年月日）
3. 通勤災害による傷病

健康保険、船員保険の平成15年4月からのその他の改正点

● 3～69歳の負担割合が3割に統一されます

被保険者本人の入院・外来、被扶養者の入院の一部負担割合が2割から3割になり、被保険者、被扶養者とも3割負担に統一されます。ただし、3歳未満の乳幼児

は2割負担のまま変わりません。（船員保険の職務上傷病等については、従前のとおりです。）

	平成14年10月～平成15年3月				平成15年4月以降
70歳以上	1割（一定以上所得者は2割）※				1割（一定以上所得者は2割）※
3～69歳	健康保険、船員保険		国民健康保険		3割
	本人 2割	家族 入院2割 外来3割	3割		
3歳未満	2割				2割

※一定以上所得者の基準

標準報酬月額が28万円以上である70歳以上の被保険者およびその70歳以上の被扶養者が一定以上所得者となります。ただし、70歳以上の被保険者およびその70歳以上の被扶養者の収入の額が637万円（70歳以上の被扶養者がいない場合には450万円）に満たない旨の申請があった場合には「一般（1割）」となります。

● 外来薬剤一部負担金が廃止されます

6～69歳の患者が外来時に支払っていた薬剤費の一部負担が廃止されます。

● 外来薬剤負担（投薬ごとに）

内服薬		外用薬		頓服薬
1種類	0円	1種類	50円	
2・3種類	1日分 30円	2種類	100円	
4・5種類	1日分 60円	3種類以上	150円	
6種類以上	1日分100円			



廃止

● 任意継続（疾病任意継続）被保険者期間が最長2年となります

55歳以上で退職した方が60歳まで加入できる特例が平成15年3月31日で廃止されます。ただし、平成15年3月31日までに任意継続被保険者の資格を取得している方は上記の特例を引き続き受けられます。

「任意継続被保険者」とは…

被保険者期間が2カ月以上ある方は、退職後2年間は引き続き任意継続被保険者として健康保険に加入できます。

和歌山県の社会保険事務所は、次のとおりです。

和歌山西 〒641-0035 和歌山市関戸2-1-43
TEL (073) 447-1111
和歌山東 〒640-8323 和歌山市太田544-1
TEL (073) 474-1800

田 辺 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24-8
TEL (0739) 24-0321
新宮分室 〒647-0016 新宮市谷王子町456-1 亀屋ビル1F
TEL (0735) 22-8441

定款参考例の主な変更箇所

企業組合制度の改善を目的とした改正中小企業組合法が2月1日施行されたのを機に、「中小企業組合定款参考例」を改正しました。以下はその主な変更箇所です。

■事業協同組合定款参考例

1. 主な変更箇所

- ① 持分払戻方法で出資額限度とする組合が一般化されていることから、下記の規定で出資額限度の記載方法を優先し、条文及び注記を修正。
「加入者の出資払込」、「脱退者の持分払戻し」及び「資本準備金」
- ② 「自由脱退」の規定で、書面提出期限を明記。
- ③ 「出資一口の金額」条文で、「最低出資口数」を制限する場合の規定を注記として追加。
- ④ 「役員の定数」条文で、法定数の注記を追加。
- ⑤ 「役員の任期」条文で、最も採用されている「〇年又は任期中の第〇回目の通常総会…」の規定方法を優先し、条文及び注記を修正。

- ⑥ 「監事の職務」条文の注記を削除。法で規定されている「参事、会計主任」規定を優先。
- ⑦ 「役員の選挙」規定で、連記式を優先。
- ⑧ 「女性部」の条項の追加。
2. 現代仮名遣いへの変更
＜例＞「あつて」→「あって」、「もつて」→「もって」、「払いもどし」→「払戻し」、「払いもどす」→「払い戻す」、「当つて」→「当たって」、「したがいい」→「従い」等
3. 表記方法の変更
＜例＞「何都道府県」→「〇〇県（都道府県）」、「何人」→「〇人」等

■企業組合定款参考例

1. 法改正に伴う改正箇所

- (1) 「組合員の資格（第七条）」規定で注記の追加
- (2) 「相続加入（第九条）」規定で注記の追加
- (3) 「除名（第十二条）」規定で注記の追加
- (4) 「配当の方法（第四十九条）」規定で、出資配当について「年一割」→「年二割」、従事配当

- について特定組合員を認める注記を追加。
2. 条文番号変更
「事業」規定を（第二条）から（第六条）に変更し、「第二章事業」を追加
3. 事業協同組合定款参考例訂正に伴う変更（■事業協同組合を参照）

■協同組合連合会定款参考例（■事業協同組合を参照）

■商工組合及び商工組合連合会定款参考例

1. 条文番号の変更

- ・「使用料又は手数料」及び「経費の賦課」の条文番号の変更
- ・「延滞金」は、出資組合についてのみ条文番号を変更

2. 条文の削除

- ・「不服の申立て」及び「不服審査委員会」を削除
- 3. 事業協同組合定款参考例訂正に伴う変更（■事業協同組合を参照）

■協業組合定款参考例

1. 条文番号変更

- 「事業」規定を（第二条）から（第六条）に変更し、「第二章事業」を追加

2. 事業協同組合定款参考例訂正に伴う変更（■事業協同組合を参照）

＊ここに紹介した変更箇所の他、必要に応じて各定款参考例は表現方法等の変更、訂正が行われています。また、定款参考例は全国中小企業団体中央会のホームページでもご覧になれます。

<http://www.chuokai.or.jp/guide/a14.html>

定款は、組合の組織、運営などについて基本的な事項を定めた組合の憲法とも言うべきものです。この際改めて、自分の組合の定款が組合の実態に合っているか検証してみるのもよいかもしれません。

定款の変更には総会の議決と所管行政庁の認可が必要です。詳細については本会までご照会下さい。

TEL 073-431-0852

会員だより



春のイルカまつりで満点笑顔！ ～田辺市商業協同組合～

田辺市商業協同組合では、4月1日から30日迄の期間、加盟店での買物に使用されたイルカ満点カードの中から総額200万円の抽選イベントを実施しました。

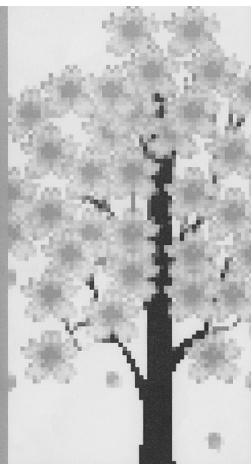
買物金額に応じてイルカマークのポイントがアップしていき、イルカ100マークで満点カードになるという、「イルカカード」は、特典付ということもあって、今やすっかり田辺の街のお馴染みイルカとなりました。

春一番のビッグなイベントとなる今回、特賞、1等、2等のお買い物券などが抽選で650名に当たり、地元商店街で買物をする顧客に、効果的な楽しみをもたらしたようです。

田辺市商業協同組合

TEL 0739-22-2900 FAX 0739-22-2922

4月
1日～30日



春のイルカまつり

春のイルカまつり

期間中お買い物にご使用頂いたイルカ満点カードの中から抽選で650名様に当たります！

総額200万円

特賞	一万円（お買い物券）	50名様
一等賞	五千元（お買い物券）	100名様
二等賞	二千元（お買い物券）	500名様

田辺市商業協同組合イルカカード事業部
〒646-0041 田辺市北新町32 TEL 0739-22-2900

マリーナシティに中古車220台が集結！！ ～和歌山県中古自動車販売商工組合～

4月12日（土）～14日（月）の3日間、和歌山マリーナシティにて、和歌山県中古自動車販売商工組合主催の中古車フェアが開催されました。

今回の中古車フェアは、組合員11社、12ブースで中古車220台を展示。店頭より安く買えるとあって、会場には土日を中心に多くの来場者が詰め掛け、興味を持った車について担当者に説明を聞いたり、自らチェックしていました。

「家が近くなので、友達と2人で来ました。希望車種は特にはないですが、気に入った車が何台もありました。」（和歌山市在住の男性）

今回のフェアでは33台の成約があり、事務局の方に話を聞くと今後とも是非このイベントを続けていきたいとの事でした。

次回の中古車フェアは、10月に開催を予定しています。



和歌山県中古自動車販売商工組合

TEL 073-432-7133 FAX 073-432-5411

マイカー無料点検実施～有田自動車整備協同組合～

4月19日、20日の2日間、有田市の春のビッグイベント“有田川ふるさとまつり”が開催されました。

有田自動車整備協同組合では、イベント会場の一角に無料点検コーナーを設けて、マイカーの点検を希望するお客様に適切なアドバイスを行いました。



ブレーキ関係、バッテリー、タイヤ回りなど各項目毎に、プロの整備士が入念にチェックし、適切な診断と説明を受ける大勢の来場者で賑わいを見せていました。

有田自動車整備協同組合

TEL 0737-88-7535 FAX 0737-88-5154

第18回きのくに人材Uターンフェア開催!!

4月21日（月）ホテルグランヴィア和歌山にて、第18回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

今回のUターンフェアは、県内企業へのUターン就職を希望する来春卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学校生を対象とするもので、今年は出展企業43社、募集人員261人に対して昨年の549人を大幅に超える733人が参加。会場内の各企業ブースでは、人事担当者や学生達が熱心に意見を交わしていました。



「専門学校での知識を生かして、IT関連企業への就職を希望しています。今まで2社の説明を聞きましたが、働いてみたい企業がありました。就職活動は厳しいですが、頑張って決めたいです。」（県内在住の男子専門学校生）

企業の人事担当者の方に話を聞くと、「求める学生像としては、優秀さよりも明るくて元気で前向きな人を採用したい。この就職フェアは早い時期に行われ、効率的な採用活動ができるので、今後とも参加していきたい。」との事でした。

次回のきのくに人材Uターンフェアは8月13日（水）開催予定となっています。

中央会だより

総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

議事録の作成

総会の議事録の作成は理事がすることになります。議事録に記載すべき事項として

- 1 総会の種類
- 2 招集年月日
- 3 開催の日時及び場所
- 4 組合員の総数
- 5 出席組合員数
- 6 出席者中、書面または代理議決によった組合員数
- 7 成立の報告
- 8 議長の選任
- 9 議事の経過の要領並びに議案別の結果
- 10 議事の終了の宣言

署名は、議長及び出席した理事がすることになっています。署名については、記名捺印をもって代えることができます。

決算関係書類の提出

決算関係書類の提出は通常総会において承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出することが義務づけられています。

添付書類としては

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表

4 損益計算書

5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書面

6 総会または総代会の議事録

が必要です。

役員変更の届出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の改選または補充があった場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更年月日及び理由を記載した書面
- 3 役員変更が役員の選挙または選任によった場合には、総会または総代会の議事録と理事会の議事録

定款の変更

定款の変更は総会において特別議決を必要とする事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。定款変更は大別して、①一般的事項の変更、②事業計画・収支予算に係る変更、③出資1口の金額の減少に係る変更に分けることができます。なお、認可されてから登記を要する事項については、登記が完了して効力が生ずることから考え

て、変更決議をした総会又は総代会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

(1) 一般的事項の変更

- 1 変更理由書
- 2 変更しようとする箇所を記載した書面
- 3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録

(2) 事業計画・収支予算に係る変更

(1)の添付書類以外に

- 1 定款変更後の事業計画書
- 2 定款変更後の収支予算書 が必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更

(1)の添付書類以外に

- 1 財産目録
 - 2 貸借対照表
 - 3 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
- などが必要となります。

変 更 登 記

代表理事に変更があった場合は就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

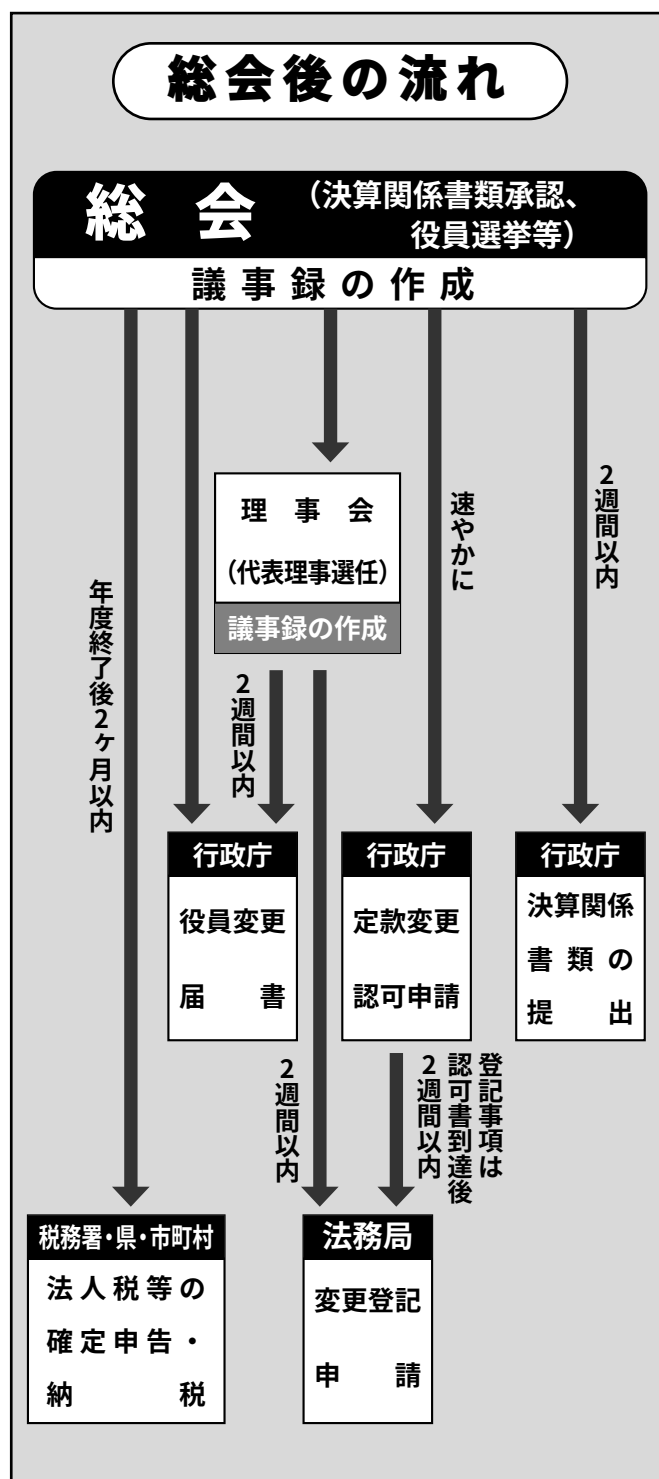
任期満了の改選で、代表理事が再任されても変更登記は必要になります。

代表理事変更登記以外で組合の実務上頻度の高いと思われる変更登記は、主たる事務所移転登記、出資の総口数及び払込み済み出資総額の変更登記、事業変更登記などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発生後一定の期間内に申請すべきと定められています。登記すべき事項につき行政庁の認可を要するときは、認可書の到達した年月日から起算することとなります。添付書類は登記内容によって違いますし、登記期間についても従たる事務所の所在地である場合では違いがあり

ます。

届出・申請について商工組合、協業組合の場合は様式が異なる場合もあります。添付書類など詳細については中央会までお問い合わせ下さい。





官公需落札結果の

平成14年度第4四半期の落札結果について、下記の機関より提供がありました。

官公庁名 航空自衛隊第5警戒隊

住 所 和歌山県西牟婁郡串本町須江1383-12

電 話 0735-65-0134

品 目	調 達 内 容						
	数量	規格仕様	落札金額	契約月	入札方法	納入期間	納入場所
公務員宿舎防水他工事	1		7,245,000	1月	一般競争入札	15.3.31	串本分屯基地
燃料貯蔵所舗装他工事	1		7,665,000	1月	一般競争入札	15.3.31	串本分屯基地
基地外柵補修他工事	1		7,245,000	2月	一般競争入札	15.3.31	串本分屯基地

官公庁名 和歌山工業高等専門学校

住 所 和歌山県御坊市名田町野島77

電 話 0738-29-2301

品 目	調 達 内 容							
	数量	規格仕様	落札金額	契約月	入札方法	納入期間	納入場所	備考
煙風洞装置	一式	(株)伊勢屋 機械製作所製	13,335,000	2月	一般競争	～3/31	本校	
プリント基板加工装置	一式	日本エルピーケ ーエフ(株)製	1,984,500	3月	一般競争	～3/28	本校	
校舎棟他の清掃業務請負	一式		5,040,000	4月	一般競争	4/1～3/31	本校	役務
構内警備業務請負	一式		3,223,500	4月	一般競争	4/1～3/31	本校	役務
学寮給食業務請負	一式			4月	一般競争	4/1～3/31	本校	役務
和歌山高専野球場 防球ネット改修工事		日本体育施設(株)	1,953,000	3月	指名競争			3/12 入札
和歌山高専情報処理センター 空調設備等改修工事		(株)日高設備	12,054,000	3月	指名競争			3/27 入札

官公庁名 和歌山行政評価事務所

住 所 和歌山県和歌山市九番丁11番地

電 話 073-431-8221

品 目	調 達 内 容						
	数量	規格仕様	落札金額	契約月	入札方法	納入期間	納入場所
事務用品 (リソグラフィマスター)	1箱		9,870		随 時	1日	和歌山 行政評価事務所
事務用品 (中型ホッチキス)	2		7,308		随 時	2日	和歌山 行政評価事務所
事務用品 (コピー用紙)	A4 10箱	古紙配合率 100%	14,962		随 時	1日	和歌山 行政評価事務所

情報提供について



官公庁名 和歌山大学 文部科学省ホームページ：(http://www.mext.go.jp)
住 所 和歌山県和歌山市栄谷930番地
電 話 073-457-7033

品 目	調 達 内 容						
	数量	規格仕様	落札金額	契約月	入札方法	納入期間	納入場所
乗用自動車1台交換	1台	トヨタ エスティマ ハイブリッド	2,812,971	1月	一般競争	15/2月	事務局
ウイルス対策ソフトウェア	一式	本学仕様	1,774,500	1月	〃	15/3月	システム情報学 センター
図書館蔵書データ入力業務	一式	本学仕様	10,5	2月	〃	15/3月	附属図書館
ブラインド（縦型）	一式	タチカワ ニチペイ	3,622,500	2月	〃	15/3月	事務局
総合研究棟サイン	一式	メイバン製	2,866,500	2月	〃	15/3月	〃
電子案内板	一式	日立又はパイオニア	1,890,000	2月	〃	15/3月	〃
プロジェクター2台 他	一式	松下電器産業製	1,144,500	2月	〃	15/3月	システム情報学 センター
背かがりミシン綴諸製本 （機械綴り）	一式	本学仕様	4,205,456	2月	〃	15/3月	附属図書館
児童用机250台 外	一式	コクヨ製	3,276,000	3月	〃	15/3月	教育学部附属 小学校
和歌山大学吹上・ 西小二里地区警備業務委託	一式	本学仕様	4,672,500	4月	〃	15/4～ 16/3	教育学部附属 小学校他
和歌山大学栄谷地区 清掃業務	一式	〃	9,124,500	4月	〃	〃	事務局
和歌山大学栄谷地区 警備業務	一式	〃	7,402,500	4月	〃	〃	〃
和歌山大学栄谷団地自家用 電気工作物保安管理業務	一式	〃	2,457,000	4月	〃	〃	〃
和歌山大学栄谷団地等 電話設備保全業務	一式	〃	1,575,000	4月	〃	〃	〃
和歌山大学栄谷団地 実験排水処理施設保全業務	一式	〃	2,116,800	4月	〃	〃	〃
和歌山大学栄谷団地等 浄化槽保全業務	一式	〃	4,515,000	4月	〃	〃	〃
和歌山大学栄谷団地 建築物環境衛生管理業務	一式	〃	819,000	4月	〃	〃	〃
和歌山大学栄谷団地等 防災設備保全業務	一式	〃	1,995,000	4月	〃	〃	〃



移動中央会開催のお知らせ

下記日程で移動中央会を開催します。

【新宮会場】

於：新宮商工会議所

5月13日（火） 午後1時～午後5時

5月14日（水） 午前9時～午後3時

【田辺会場】

於：田辺商工会議所

5月15日（木） 午後1時～午後5時

5月16日（金） 午前9時～午後3時

決算、確定申告等総会前後の手続きや設立、ITに関する事など各種ご相談に応じますので、是非ご来場下さい。

第48回中央会通常総会開催のお知らせ

平成15年5月30日（金）午後3時よりホテル
グランヴィア和歌山6階「葵の間」で、中央会通常総会を開催します。

あなたも中小企業組合士に！

● 中小企業組合士制度とは？

中小企業組合に従事する方々の資質の向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験（毎年12月の第1日曜日）を行い、合格者に「中小企業組合士」の称号を与えるものです。

現在、中小企業組合士の方々は、組合、商工中金など各分野で活躍されています。

1組合1組合士を目指してあなたもチャレンジしてみませんか？

お問い合わせは、
中央会総務課までお気軽にどうぞ！

TEL 073-431-0852

● 中小企業組合士が誕生するまで

検定試験受験（組合制度・組合運営・組合会計）



合格（1部科目合格については翌年から3年間有効）



認定申請（3年以上の実務経験のある方）



組合士誕生（5年毎に更新手続き）

中小企業大学校関西校の研修のご案内

実力派セールス・マネージャー養成コース

～売れない時代に売するためのシナリオづくり～

● 研修内容 ●

ますます厳しくなる経営環境のなか、企業実績を直接左右する営業部門の管理者（マネージャー）には、現在の営業目標を達成するとともに、これからの営業戦略を構築していく役割が求められています。

このコース研修では、目標達成に不可欠な営業管理と、新たな市場を開拓していくための戦略構築に関する体系的・総合的な知識と能力を修得するとともに、自社の営業活動に関する問題把握と課題解決ができるセールス・マネージャーの養成を図ります。

● カリキュラムの概要 ●

日 程		テ ー マ	主 な 内 容
6月	17日(火) ～ 19日(木)	・ セールス・マネージャーの役割 ・ マーケティング	・ 職務に必要とされる能力 ・ マーケティングの基本 ・ マーケティングの環境分析 ・ 計数管理と販売実績分析の方法
	8日(火) ～ 10日(木)	・ 販売計画 ・ 営業管理	・ 需要予測、販売予測の方法 ・ 販売目標の設定と販売割当の方法 ・ 目標達成のための行動計画の立て方 ・ 営業活動の進め方と活動管理の方法
8月	5日(火) ～ 6日(水)	・ 顧客管理 ・ 営業部門の情報化 ・ 戦略的営業活動	・ 顧客情報の収集と顧客管理の方法 ・ 顧客戦略とIT活用の進め方 ・ 提案型営業、コンサルティング営業の展開方法
	7日(木)	・ ゼミナール①	・ 現状分析、目標（あるべき姿）の検討
9月	16日(火) ～ 17日(水)	・ 部下の指導・育成 ・ 営業組織の活性化	・ 営業パーソン育成の基本とOJTの進め方 ・ 部下の指導育成とコミュニケーションのあり方 ・ 営業管理者のリーダーシップと組織活性化
	18日(木)	・ ゼミナール②	・ 解決すべき課題の抽出
10月	14日(火)	・ 交渉術(ネゴシエーション・スキル)	・ コミュニケーション・スキル開発 ・ ネゴシエーション・スキル開発
	15日(水)～16日(木)	・ ゼミナール③④	・ 課題の要因分析、解決策の検討
11月	25日(火)	・ 営業法務	・ 契約、手形・小切手 ・ 信用調査、債権回収 ・ トラブル回避（PL法等）
	26日(水)～27日(木)	・ ゼミナール⑤⑥	・ 課題解決策のとりまとめ
12月	16日(火)～18日(木)	・ ゼミナール⑦⑧⑨	・ プレゼンテーション準備 ・ 課題研究成果報告会

● 研 修 期 間 ● 平成15年6月17日（火）～平成15年12月18日（木）
（毎月3日間ずつ7回実施）

● 受講対象者 ● 営業部門の管理者

● 定 員 ● 30名

● 受 講 料 ● 180,000円（税込み）

お問い合わせ先

～国の中小企業人材養成機関～
中小企業大学校 関西校

〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡
TEL (0790) 22-5931 FAX (0790) 22-5941
URL <http://inst.jasmec.go.jp/kansai/>

青年中央会だより

和歌山県中小企業青年中央会とは、中小企業の次代を担う青年相互の連携により業種を越えた研鑽を行い、和歌山県中小企業団体中央会と緊密な連携のもと、組織活動の推進に、清新澁刺

たる活力を与え、県下中小企業の振興発展に寄与することを目的として設立されたものです。今年で26年目を迎えます。

会員数は19団体で、各種事業を実施しています。



- 通常総会・役員会（計4回）・正副会長会議（計7回）・交流会の開催
- 組合青年部講習会・交流会への助成（講習会5万円 交流会3万円）
- 青年部交流会の開催（於 白浜）
- 近畿ブロック青年中央会へ出席（わかやまマリーナシティ）
- 全国青年中央会へ出席（於 埼玉県）

等

第26回通常総会のご案内

平成15年6月7日（土）
ルミエール華月殿

多数のご参加をお待ちしております。

全国の先進組合事例

コンピュータグラフィクスで自然に触れる

協同組合アメニティシーゾープロ

●所在地 〒020-0063
岩手県盛岡市材木町2番26号
●電話番号 019-623-3613
●FAX 019-623-4028
●設立 平成8年3月
●組合員数 4人
●出資金 100万円

●地区 盛岡市、北上市、西根町
●主な業種 受託開発ソフトウェア業、電子計算機・同附属装置製造業
●組織形態 異業種連携組合
●専従理事 1人
●組合専従者 ー
●URL <http://www.jfpinc.com/acg/>

自然景観、樹木、水流、盆栽などを取り入れた庭園散策ソフトを開発。高齢者の精神的安らぎや健康維持、機能回復を併せ持った装置を開発した。

■背景と目的

当組合は、高齢の長期療養者や老人健康施設入居者など、戸外で自然に接する機会の少ない人々を対象に、庭園の散策等を擬似的に体験できる装置の開発を目的に設立された。

■取り組みの内容

開発されたソフトは、主として高齢者等の健康維持支援のためのもので、平泉毛越寺庭園内を3DCG（三次元コンピュータグラフィクス）で再現し、室内に設置した歩行器（ウォーカー）上を歩くことで、擬似散策が体験できる。スタート位置、季節、時刻、天候等様々な環境を設定することが可能となっている。また、一層の臨場感を増すために生成システムの開発による効果音、環境音楽を取り入れており、使用者が自由自在に画面操作できるような機能や、プラズマディスプレイ等、大画面の各種インターフェイスについても開発が行われている。このような高齢者の心のケアを対象としたマルチメディア装置の開発は、未開拓の分野である。このため、岩手大学との産学共同体制をとり、各組合員の専門技術を融合させて開発にあたった。このほか、日本三大庭園（金沢兼六園、水戸偕楽園、岡山後楽園）を撮影した画像やバーチャルガーデニングで作成した庭、自分で設計した庭を自由に散策できるようにもなっている。

■成果

本装置は、老人保健施設など高齢者の集まる場所やスポーツセンターなどへの設置を見込んでいる。機器構成は、開発ソフトのほかに、市販のプラズマディスプレイやパソコンなど、画像表示装置があれば簡単に対応でき、使用者に喜ばれるものと評価されている。



全国中小運送業者の情報ネットワークを活用し受注拡大

日本海物流ネットワーク協同組合

●所在地 〒998-0824
山形県酒田市大宮町二丁目6番9号
●電話番号 0234-22-6080
●FAX 0234-22-6081
●設立 平成5年3月
●組合員数 18人
●出資金 1,200万円

●地区 酒田市外1市10町1村
●主な業種 運輸業
●組織形態 同業種同志型
●専従理事 —
●組合専従者 2人
●URL [http://
www.chuokai-yamagata.or.jp/nbn/](http://www.chuokai-yamagata.or.jp/nbn/)

全国の中小運送業者からなる求貨・求車情報システムを活用することで、帰り荷の受注
全を増大させるとともに、活動エリアを全国に拡大。官公需の受注増加も実現。

■背景と目的

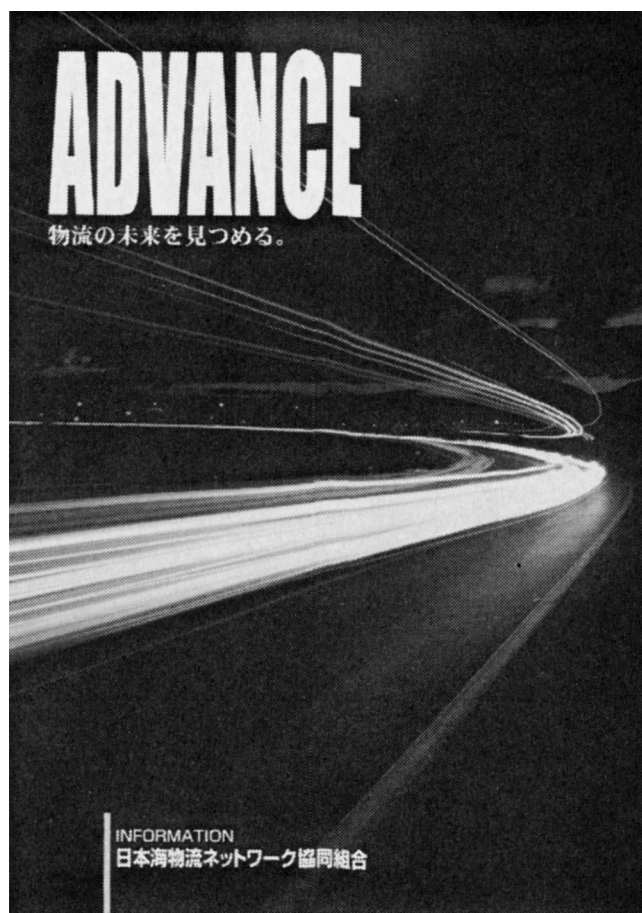
運送業における規制緩和が進み、中小業者の危機感が高まっていた折、全国の中小運送業者の求貨・求車情報ネットワークである「JL（日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会）」への参加を目的に、平成5年に組合を設立した。

■取り組みの内容

全国123組合（1,588組合員）が参加している求貨・求車情報システムに、インターネット経由で業者と荷主が情報を登録し、それらを閲覧して受注する仕組みであり、特に帰り荷の受注獲得を狙ったものである。受注の優先順位は、基本的に早い者勝ちである。手数料は、組合間で5%、同一組合内の組合員間で2%となっている。

■成果

情報ネットワークを活用することで、帰り荷の受注を増やすことが可能となるため、バブル崩壊後の物流不振に喘いでいた業者にとっては、大きなメリットとなった。運賃収入は、平成5年度の1,800万円から順調に増加し、平成11年度には1億5千万円に達した。全国組織のネットワークを活用することにより、特に帰り荷が受注しやすくなった。帰り荷の目途が立つことによって、いままで受注をあきらめていた遠隔地への輸送も採算ベースとなり、積極的に受注することができるようになった。また、組合の知名度と信頼性があがることにより、官公需の受注も増加している。



公設民営で観光振興の一翼を担う企業組合

自遊の森企業組合

●所在地	〒939-1835 富山県東砺波郡城端町 立野原字丸山1767	●出資金	550万円
●電話番号	0763-62-3360	●地区	—
●FAX	0763-62-3360	●主な業種	宿泊施設等の管理運営
●設立	平成7年8月	●組織形態	集中型企業組合
●組合員数	11人	●専従理事	4人
		●組合専従者	4人
		●U R L	—

町が整備した宿泊施設、コテージ、バーベキュー施設などを企業組合が運営。町には賃料を払いながら、民間の持つ柔軟さとアイデアで採算の取れた運営を行う。

■背景と目的

ふるさと創生資金によって町が温泉を掘削し、宿泊施設、コテージ、バーベキュー施設などを整備したが、町で運営することはコスト面から困難であった。町は、本地区に居住する現理事長に運営を依頼し、町の活性化の一翼を担うためと運営を引き受けることにした。当初は任意組織で事業を行っていたが、従業員の社会保険の加入や、公共施設の運営を個人に委託することが問題となったこともあり、法人化を検討した。有限会社も候補にあがったが、町有施設の運営管理という公共性の高い事業を行なうことから、中間的な性格を有する企業組合を選択した。

■取り組みの内容

創業時に関わる施設・備品は全て町が準備したため、初期コストは大幅に抑えることができ、組合は民間特有の柔軟な運営に集中できたこともあり、採算のとれた運営を行っている。自立的な運営を行ないながら、施設を整備した町に賃料を支払っている。また、農地の基盤整備によって離農した人を組合員に受け入れている。

■成果

このような運営は、町財政や町・地域の活性化に貢献している。今後は、組合施設が位置する桜ヶ池周辺にある観光・レクリエーション施設（第3セクター、農協、民間宿泊施設）と連携し、役割分担を図りながら、地域全体での活性化を目指していく。



高齢者対応で地域密着型の商店街を目指す

七曲商店街協同組合

●所在地 〒640-8235
和歌山県和歌山市東長町二丁目30
●電話番号 073-424-4290
●FAX 073-424-4290
●設立 昭和32年6月
●組合員数 55人
●出資金 758万円

●地区 東長町1、2丁目
●主な業種 小売業、サービス業
●組織形態 共同店舗組合
●専従理事 —
●組合専従者 2人
●URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/nanamagari/>

長年商店街を利用してくれている高齢者に対し、より付加価値の高いサービスを実現し、
高齢者にとって買い物しやすい（利用しやすい）商店街へ生まれ変わる。

■背景と目的

周辺に大型スーパーが進出し、生鮮品を中心とする当商店街の利用者は、年々減ってきている。また、長年愛顧してくれた利用者也高齢化が進み、これまでの販売スタイルでは、変化するニーズに対応できなくなっていた。そこで、こうした地元の高齢者にとって本当に利用しやすい商店街を目指し、地域密着の原点に立ち返り事業を再構築することにした。

■取り組みの内容

商店街競争力強化推進事業に取り組み、高齢化に対応した商店街として再生すべく、3つの柱を立てた。①高齢者向けカードの発行、②コミュニティ施設（休憩所）の設置、③宅配システムの構築、である。こうした事業の羅針盤とするため、アンケート調査や懇談会によるヒアリングを実施し、高齢者のニーズ把握に努めた。

■成果

65歳以上の高齢者を対象に発行したカード（愛称ナナちゃんカード）は、商店街を利用している対象者のほとんど（約240人）に配布できた。また、各個店においては、ニーズ調査の結果をもとに、それぞれが独自に高齢者向けサービスを考案し、カード所持者に好評を得ている。また、宅配についても、当初は硬直的なルールを設定せず、意識の高い組合員を中心に事業を展開し、売上を伸ばしている。



▲市場内風景



▲正面入口

ブランド力を活かしたFC事業を展開し販売戦略を構築

協業組合いしがき手作り館

●所在地 〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町4番地
●電話番号 09808-3-7878
●FAX 09808-3-8166
●設立 平成11年4月
●組合員数 4人
●出資金 970万円

●地区 —
●主な業種 製造販売業
●組織形態 全部協業型組合
●専従理事 3人
●組合専従者 6人
●URL <http://www.uminchu-okinawa.com/>

「^{うみんちゅ}海人ブランド商品」は県内外に知名度が高く、そのブランド力を活かしたFC事業を展開する^{うみんちゅ}ための専門会社「海人ファクトリー(有)」を設立し県内外にFC店舗を展開している。

■背景と目的

「海人ブランド商品」は、知名度が高く、県内外から取り引きしたいとの要請も多くある。そのニーズに対応するため、FC事業の展開を図る専門会社「海人ファクトリー（有）」を平成14年2月に立ち上げ、同年6月には第1号店をオープンさせている。

■取り組みの内容

「海人ブランド商品」の知名度を活かし、FC事業を展開するための専門会社「海人ファクトリー（有）」を設立し、ネット販売、会員管理、FC事業等を集約化することによって、組合は、生産体制の整備や商品開発に力を入れることができるようになった。また、産学官クラスターの形成によって、新分野の商品開発も可能となっている。

■成果

平成14年6月にFCの第1号店を開店、更に平成15年4月には那覇市国際通り、名護市、北谷町にも展開する予定である。今後、取引要請に応じて、東京、大阪、福岡等県外のFC展開にも力を傾注することにしており、合計12店をオープンさせる計画である。



オリジナル「海人」Tシャツ

情報連絡員要略

3月分

D I（ディフュージョンインデックス）値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加（好転）割合 － 減少（悪化）割合

D I 値＞0 … 景気上向き

D I 値＝0 … 景気横ばい

D I 値＜0 … 景気下向き

業界景況／前月比

5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	→	↓
	織 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↓	↓	↓	↓
	鉄 鋼 金 属	↓	↓	↓	↓
	そ の 他	↓	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↑	→	→	→
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↑	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	↓	↓
D I 値		-30.0	-60.0	-52.5	-65.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

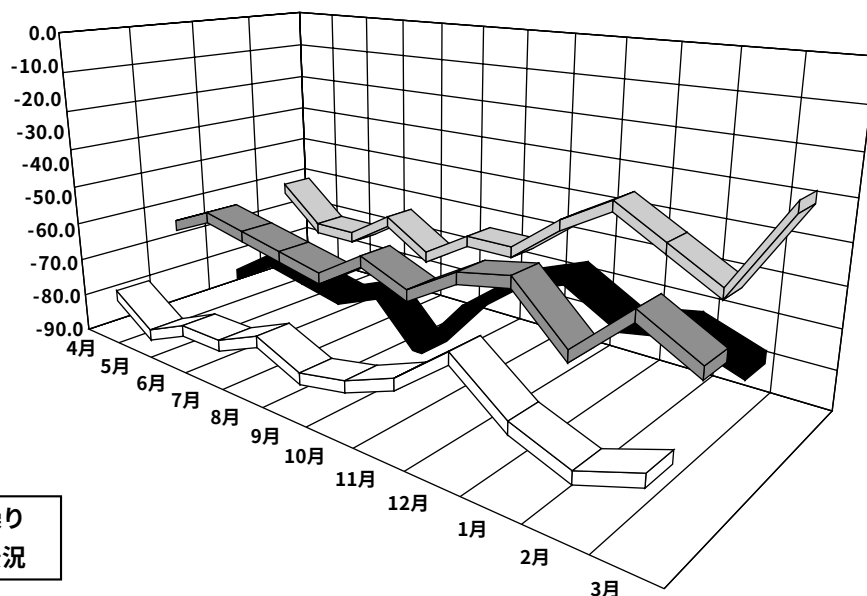
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数（D I 値：景気動向指数）は、マイナス65.0ポイントであり、同2月調査と比べて5ポイント改善した。

同2月調査と比べ、「売上高」は22.5ポイント改善、「収益状況」は5ポイント悪化、「資金繰り」は7.5ポイント悪化した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は10名、「悪化」との回答は28名で、「好転」との回答は2名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



● 製造業 ●

食 料 品	4月18日に和歌山大学と田辺市梅産業経済構造実態調査について意見交換会開催。(梅干)
織 維 ・ 同 製 品	2月度は1月度より売上が2%上昇したが休日の関係であり、昨年比15%程ダウンしている。業況は良くない。(ニット)
	原料価格が強含みである。(織物)
	現在までは原料安、製品安で来ましたが、先行き原料高、製品安でしばらく進むと思われます。(手袋)
木 材 ・ 木 製 品	ドア製造業者に関しては、納期は待ったなしながら3月一杯の受注消化に追われた。(建具)
	受注から納品まで期間が短くなっています。1社だけ朝8時から夜中の12時まで毎日操業している企業も有ります。(建具)
	3月は年度末で仕事が出ましたが、単価的にはついて行きにくい現場が多かった。4月から先の見通しがつかず心配です。(洋家具)
	和歌山県家具産地展に向けて、準備推進中。(家具)
窯業・土石製品	年度末であるが、前年同月に比べ、極端に出荷数量が落ち込んだ地域があり、景気は安定してきたとはいいがたい。(生コン)
鉄 鋼 ・ 金 属	コークス等鑄材の値上がりが続く。(鑄物)

● 非製造業 ●

小 売 業	景況感が悪化している。体力のないところは資金繰りも悪化している。(日高市場)
	先行き不安感が横溢している。数少ない勝ち組と大多数の負け組の格差が拡大しつつある。 (和歌山市)
	3月の春の商戦に入り、少々の消費回復が見られるのではないかと期待していたが、少々期待はずれの感じです。この状況は単なる消費不況ではなく、長く続いた好況の消費行動が長引く不況によって変わった様にも思います。日本全体が需要と供給のバランスが崩れているのが大きな要因ではないかと考えます。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	対前年同月比で、宿泊人員(104.6%)、総売上料金(98.0%)、1人当たり消費単価(93.7%)、総宿泊料金(101.3%)、1人当たり宿泊単価(96.8%)。1～3月の宿泊人員で見ると、14年は237,929人、15年は240,559人で2,630人の増(+1.1%)である。(白浜旅館)
	3月決算期に組合員の仕事量は増加傾向にあり、売上等に上昇の兆しがあった。 (田辺自動車)
運 輸 業	燃料の値上げが厳しい状態である。前年比8%アップであり、経営に対し大変なことである。 (和歌山市)

ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメールにてお送り下さい。

1. 組合等名
2. イベント名
3. 実施月日
4. 実施場所
5. イベント内容（簡単に）

和歌山県中小企業団体中央会 情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階
TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108

Eメールアドレス
info@chuokai-wakayama.or.jp

—— 火災共済 ——

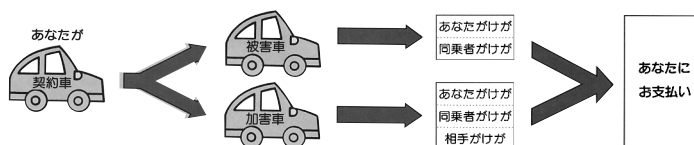
- ◆より安い掛け金！
- ◆より早い支払い！
- ◆より簡単な手続き！



和歌山県火災共済協同組合

—— 自動車事故見舞金共済 ——

契約者を救う他に類のない共済制度です。
強制保険 } とは全く関係なく全て契約者（加
任意保険 } 害者・被害者）に支払われます。



和歌山県中小企業共済協同組合

問合先 和歌山市西汀丁26番地
TEL (073) 431-3288 (代)

中 央 会 共 済 制 度

- マキシムR（逓増定期保険）
損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- 総合保障プラン
集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障
- 年金共済（拠出型企業年金保険）
高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）
- 特定退職金共済制度
大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231
FAX 073-423-7017